

# 東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会設置要綱

(制定) 令和4年5月23日付4環地環第39号

(改正) 令和4年6月26日付4環地環第76号

## (設置目的)

第1条 東京都は、2030年カーボンハーフ及び2050年ゼロエミッション目標の達成に向け、都内CO<sub>2</sub>排出量の約7割を占める建物関連からの排出量を削減するため、新築建築物の断熱・省エネとともに、再エネ設備の設置等についても強力に取り組んでいく必要がある。これに向けて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）に基づく「東京都建築物環境計画書制度」（以下「現制度」という。）の改正及び一部の中小規模建築物へ断熱・省エネ性能、再エネ設備の設置等を義務付け・誘導する制度（以下「新制度」という。）の制定を行うに当たり、専門的な見地から学識経験者の意見を聴くため、東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- 一 現制度及び新制度の対象者並びに対象となる建築物規模に関する事項
- 二 建築物の省エネルギー性能の評価値算出方法及び評価基準に関する事項
- 三 建築主等が順守すべき建築物の省エネルギー性能基準に関する事項
- 四 再生可能エネルギー利用設備の導入の基準に関する事項
- 五 電気自動車等の充電設備の導入の基準に関する事項
- 六 地域における省エネルギーに関する事項
- 七 建築物の環境性能の評価・表示に関する事項
- 八 建築物の環境性能の説明に関する事項
- 九 建築物の環境性能の取組状況に係る報告に関する事項
- 十 その他必要な事項

## (構成)

第3条 検討会は、環境局長が委嘱する学識経験者7名以内の委員をもって構成する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

## (会長等)

第5条 検討会には会長及び副会長を置き、環境局長がこれを指名する。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

#### (招集等)

第6条 検討会は、環境局長が招集する。

- 2 環境局長は、必要があると認めるときは、委員以外の専門家等に検討会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (オンラインによる会議)

第7条 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営が必要な場合など、会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

#### (庶務)

第8条 検討会の庶務は、環境局気候変動対策部環境都市づくり課において処理する。

#### (会議の運営)

第9条 会議は公開とする。

- 2 検討会の運営方法は、会長が検討会に諮って決定する。

#### (議事録及び会議資料)

第10条 会議ごとに議事録を作成することとする。

- 2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、環境局長が別に定める。

附 則（令和4年5月23日付4環地環第39号）

（施行日）

- 1 この要綱は、令和4年5月24日から施行する。

（有効期限）

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

（技術検討会設置要綱の廃止）

- 3 東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会設置要綱（平成24年7月9日付24環都環第103号）は、令和4年5月23日をもって廃止する。

附 則（令和4年6月26日付4環地環第76号）

（施行日）

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

（有効期限）

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。